



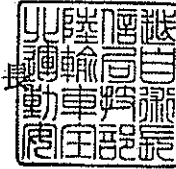
北信交旅第 282 号
北信交監第 118 号
北信技保第 50 号
平成 24 年 7 月 18 日

石川運輸支局長 殿

北陸信越運輸局自動車交通部



北陸信越運輸局自動車技術安全部



「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について

標記について、自動車局安全政策課長、旅客課長、整備課長から別紙（平成 24 年 7 月 18 日付け国自安第 48 号、国自旅第 223 号、国自整第 70 号）のとおり通達があったので、了知されるとともに、関係者に対し周知願います。



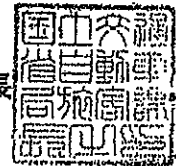
国自安第48号
 国自旅第223号
 国自整第70号
 平成24年7月18日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿
 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
 沖縄総合事務局運輸部長 殿

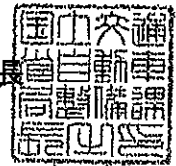
自動車局安全政策課長



自動車局旅客課長



自動車局整備課長



「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について

今般、「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」（平成14年1月30日付け国自総第446号、国自旅第161号、国自整第149号）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、事務処理上、遺漏のないよう取り計らわれない。

なお、本件については、公益社団法人日本バス協会会長、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長、社団法人全国個人タクシー協会会長、財団法人全国福祉輸送サービス協会会長及び高速ツアーバス連絡協議会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

別 添

国自安第48号の2
国自旅第223号の2
国自整第70号の2
平成24年7月18日

公益社団法人日本バス協会会長 殿
高速ツアーバス連絡協議会会長 殿
一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿
社団法人全国個人タクシー協会会長 殿
財団法人全国福祉輸送サービス協会会長 殿

国 土 交 通 省
自 動 車 局 安 全 政 策 課 長

自 動 車 局 旅 客 課 長

自 動 車 局 整 備 課 長

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について

標記について、今般、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、関東・近畿運輸局自動車監査指導部長、各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、貴協会（貴連合会、貴連絡協議会）においてもその趣旨を了知されるとともに、傘下会員に対し周知されたい。

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について（新旧対照表）

新	旧
国自総第 446号	国自総第 446号
国自旅第 161号	国自旅第 161号
国自整第 149号	国自整第 149号
平成14年 1月30日	平成14年 1月30日
一部改正	一部改正
国自総第 120号	国自総第 120号
国自旅第 46号	国自旅第 46号
国自整第 47号	国自整第 47号
平成14年 6月28日	平成14年 6月28日
一部改正	一部改正
国自総第 286号	国自総第 286号
国自旅第 132号	国自旅第 132号
国自整第 114号	国自整第 114号
平成14年 10月 1日	平成14年 10月 1日
一部改正	一部改正
国自総第 540号	国自総第 540号
国自旅第 243号	国自旅第 243号
国自整第 226号	国自整第 226号
平成15年 3月31日	平成15年 3月31日
一部改正	一部改正
国自総第 553号	国自総第 553号
国自旅第 263号	国自旅第 263号
国自整第 186号	国自整第 186号
平成16年 3月29日	平成16年 3月29日
一部改正	一部改正
国自総第 392号	国自総第 392号
国自旅第 185号	国自旅第 185号
国自整第 83号	国自整第 83号
平成17年 12月 5日	平成17年 12月 5日
一部改正	一部改正
国自総第 329号	国自総第 329号
国自旅第 187号	国自旅第 187号
国自整第 95号	国自整第 95号
平成18年 9月29日	平成18年 9月29日
一部改正	一部改正
国自総第 587号	国自総第 587号
国自旅第 328号	国自旅第 328号
国自整第 179号	国自整第 179号
平成19年 3月30日	平成19年 3月30日
一部改正	一部改正
国自安第 29号	国自安第 29号
国自旅第 82号	国自旅第 82号
国自整第 42号	国自整第 42号

平成20年 6月11日
 国自安第 54号
 国自旅第 120号
 国自整第 47号
 平成20年 9月28日
 国自安第 117号
 国自旅第 194号
 国自整第 91号
 平成21年11月20日
 国自安第 6号
 国自旅第 8号
 国自整第 6号
 平成22年 4月28日
 国自安第 170号
 国自旅第 246号
 国自整第 145号
 平成23年 3月31日
 国自安第 76号
 国自旅第 169号
 国自整第 147号
 平成24年 4月16日
 国自安第 34号
 国自旅第 206号
 国自整第 56号
 平成24年 6月29日
 国自安第 48号
 国自旅第 223号
 国自整第 70号
 平成24年 7月18日

一部改正
 一部改正
 一部改正
 一部改正
 一部改正
 一部改正
 一部改正

各地方運輸局自動車交通部長 殿
 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿
 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
 沖繩總合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長
 自動車局旅客課長

各地方運輸局自動車交通部長 殿
 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿
 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
 沖繩總合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長
 自動車局旅客課長

旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について

第2条の2 ～ 第20条(略)

第21条 過労防止等

(1)～(5) (略)

(6) 交替運転者の配置(第6項)

① 「運転者が長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であって、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるとき」とは、運転者の体調等を考慮して個別に判断することが必要であるが、次のいずれかの場合がこれに該当する。

イ. 勤務時間等基準告示で定められた次のような条件を超えて引き続き運行する場合

(イ) 拘束時間が16時間を超える場合

(ロ) 運転時間が2日を平均して1日9時間を超える場合

(ハ) 連続運転時間が4時間を超える場合

ロ. 高速ツアーバス(高速道路(高速度自動車国道法(昭和32年法律第79号)第4条

第1項に規定する高速度自動車国道及び道路法(昭和27年法律第180号)第48条の4

に規定する自動車専用道路をいう。)を經由する2地点間の移動のみを主たる目的

とする募集型企画旅行として運行される貸切バスをいう。以下この項において同

じ。)及び会員制高速バス(会費を支払った会員向けに一定期間乗り放題等の形態

で提供される、高速道路を経由する2地点間の移動サービスのために運行される賃

切バスをいう。以下同じ。)の夜間運行(最初の乗客が乗車する時刻又は最後の乗

客が降車する時刻が、午前2時から午前4時までの間にある運行又は当該時刻をま

たぐ運行をいう。以下同じ。)において、その一運行実車距離(利用者の乗車の有

無に関わらず、利用者が乗車可能な区間として、旅行業者又は会員制高速バスの運

営主体(以下「旅行業者等」という)が設定した起点から終点までの距離をいう。

以下同じ。)が500kmを超える場合

ハ. 高速ツアーバス及び会員制高速バス(以下「高速ツアーバス等」という。)の夜

間運行において、当該運行を行う事業者が次の(イ)から(ニ)までに掲げる取組につい

て実施せず、又は(ホ)から(フ)までに掲げる取組のうち1つも実施していない場合で

あって、その一運行実車距離が400kmを超える場合

(イ)遠隔地において当該運行の乗務前又は乗務後の点呼を電話により行う際、当該

運行を行う事業者が、共同運行事業者その他の事業者(以下「共同運行事業者等」

という。)と点呼時の立会いに関する契約に基づき、当該共同運行事業者等の運

行管理者又は補助者(以下「運行管理者等」という。)が運転者に立ち余っているこ

と、当該運行を行う事業者の他の営業所の運行管理者等が立ち余っているこ

と、又はITを活用した点呼(運転者が所属する営業所に設置した装置(以下「設

旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について

第2条の2 ～ 第20条(略)

第21条 過労防止等

(1)～(5) (略)

(6) 交替運転者の配置(第6項)

① 「運転者が長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であって、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるとき」とは、運転者の体調等を考慮して個別に判断することが必要であるが、勤務時間等基準告示で定められた条件を超えて引き続き運行する場合は、これに該当する。

具体的には、次のような場合が該当する。

イ. 拘束時間が16時間を超える場合

ロ. 運転時間が2日を平均して1日9時間を超える場合

ハ. 連続運転時間が4時間を超える場合

② 「交替するための運転者を配置」とは、交替運転者を当該事業用自動車に添乗させ、又は交替箇所に予め待機させることをいう。

置型端末」という。)及び運転者が携帯する装置(以下「携帯型端末」という。)のカメラによって、運行管理者等が当該運転者の疾病、疲労等の状況を随時確認できると同時に、携帯型端末のカメラで撮影した画像及びアルコール検知器の測定結果によって運行管理者等が当該運転者の酒気帯びの有無について確認できるとともに、当該測定結果を運行管理者の営業所の設置型端末へ自動的に記録し、及び保存できる点呼をいう。)を行っていること

(ロ)当該運行の用に供される車両に道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第48条の2第2項の規定に適合するデジタル式運行記録計を装着し、当該運行を行う事業者がそれを用いた運行管理を行っていること

(ハ)当該運行の運行計画において、当該運行の連続運転時間を概ね2時間以下とし、概ね2時間ごとに20分以上の休憩を確保していること

(ニ)当該運行を行う運転者の運行直前の休息期間が11時間以上であること

(ホ)当該運行を行う事業者が公益社団法人日本バス協会が実施する貸切バス事業者安全性評価認定制度に基づき、現に認定を受けていること

(ヘ)当該運行を行う事業者が参加する安全運行協議会(「高速ツアーバスに係る安全運行協議会の設置について」(平成24年6月18日付け、国自旅196号)に規定する安全運行協議会をいう。)が設置され、運転者の過労防止策等の安全措置が適切に実行されていることについて、旅行業者のスタッフ又はこれに準ずる者による調査が行われていること

(ト)当該運行を行う事業者が高速バス運転者の育成プログラム(組織として体系的にバス運転者を育成することを明記したプログラムであって、経験年数別に座学・実技を含む研修の実施を含むものをいう。)を有し、それに従い運転者の育成を行っていること

(フ)当該運行を行う事業者が映像記録型ドライブレコーダーを用いて、運転者指導を行っていること

(リ)当該運行の用に供される車両に、衝突被害軽減ブレーキを装着していること

(ス)当該運行の用に供される車両に、車線逸脱警報装置を装着していること

(ル)当該運行の用に供される車両に、居眠りを感知できる装置を装着していること

(ヲ)当該運行の運行管理を行う運行管理者等が24時間にわたって運行中は営業所に常駐して運転者を支援する体制を敷いていること

二、高速ツアーバス等の夜間運行において、当該運行を行う事業者が上記ハ、の(イ)から(ニ)までに掲げる取組の全ての実施状況及び(ホ)から(ヲ)までに掲げる取組のいずれかの実施状況について、旅行業者等が当該運行に係る予約の受付を開始するまでにインターネット上に公表しない場合であって、その一運行実車距離が400kmを超える場合

(インターネット上の公表の例)

※当該運行の発着地、発着時刻、企画実施会社等に加え以下の内容を表示。

(実車距離) 〇〇〇.k.m

(当該運行に関し、自社で実施している安全確保のための取組)

○「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について(平成24年7月18日付け国自安第48号、国自旅第223号、国自整第70号)」2

1条(6)①ハ(イ)から(ニ)に掲げる項目について、以下の通り、全てを実施している。

(イ)遠隔地において、共同運行事業者の立会による点呼を行っている

(ロ)デジタル式運行記録計による運行管理を行っている

(ハ)連続運転時間を概ね2時間とし、2時間ごとに20分以上の休憩を確保している

(ニ)運転者の運行直前の休息期間を11時間以上確保している

○「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について(平成24年7月18日付け国自安第48号、国自旅第223号、国自整第70号)」2

1条(6)①ハ(ホ)から(ウ)に掲げる項目のうち、以下の通り、(ホ)を実施している。

(ホ)公益社団法人日本バス協会が実施する貸切バス事業者安全性評価認定制度に基づく認定を受けている

ホ. 高速ツアーバス等の夜間運行について、当該運行に乗務する運転者の1日の乗務時間(当該運行の乗務開始から乗務終了までの時間)が10時間を超える場合

② 「交替するための運転者を配置」とは、交替運転者を当該事業用自動車に添乗させ、又は交替箇所にて予め待機させることをいう。

第24条 点呼等

(1) 乗務前及び乗務後の点呼等の実施(第1項及び第2項)

① 「運行上やむを得ない場合」とは、遠隔地で乗務が開始又は終了するため、乗務前点呼又は乗務後点呼が乗務員が所属する営業所において対面で実施できない場合等であり、車庫と当該車庫を所管する営業所が離れている場合、早朝・深夜等において点呼執行者が営業所に出動していない場合は「運行上やむを得ない場合」には該当しない。

ただし、一般乗合旅客自動車運送事業及び道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第21条第2号による許可を受けた一般貸切旅客自動車運送事業について事業用自動車の車庫が営業所から「自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令第1条第1号の規定に基づき運輸大臣が定める地域及び運輸大臣が定める距離」(平成3年運輸省告示第340号)第1項の表の上欄に掲げる地域ごとに同表の下欄中ただし書きに掲げる距離にある場合であつて、乗務員が営業所以外の地で乗務を開始又は終了することとなることにより、乗務前点呼又は乗務後点呼を所属する営業所において対面で実施できない勤務となる場合は、「運行上やむを得ない場合」として取り扱って差し支えないが、運行の安全を確保するうえで、対面による点呼が重要であることから、運行管理者等を派遣するなどできる限り対面で実施するよう指導す

第24条 点呼等

(1) 乗務前及び乗務後の点呼等の実施(第1項及び第2項)

① 「運行上やむを得ない場合」とは、遠隔地で乗務が開始又は終了するため、乗務前点呼又は乗務後点呼が乗務員が所属する営業所において対面で実施できない場合等であり、車庫と当該車庫を所管する営業所が離れている場合、早朝・深夜等において点呼執行者が営業所に出動していない場合は「運行上やむを得ない場合」には該当しない。

ただし、一般乗合旅客自動車運送事業及び道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第21条第2号による許可を受けた一般貸切旅客自動車運送事業について事業用自動車の車庫が営業所から「自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令第1条第1号の規定に基づき運輸大臣が定める地域及び運輸大臣が定める距離」(平成3年運輸省告示第340号)第1項の表の上欄に掲げる地域ごとに同表の下欄中ただし書きに掲げる距離にある場合であつて、乗務員が営業所以外の地で乗務を開始又は終了することとなることにより、乗務前点呼又は乗務後点呼を所属する営業所において対面で実施できない勤務となる場合は、「運行上やむを得ない場合」として取り扱って差し支えないが、運行の安全を確保するうえで、対面による点呼が重要であることから、運行管理者又は補助者(以下「運行管理者等」という。)を派遣す

<p>ること。 また、点呼は営業所において行うことが原則であるが、営業所と車庫が離れている場合等、必要に応じて運行管理者等を車庫へ派遣して点呼を行う等、対面点呼を確実に実施するよう指導すること。</p> <p>①～④ (略) (2)～(3) (略)</p> <p>第28条の2 運行指示書による指示等 (1) 運行指示書と異なる運行を行う場合には、原則として、運行管理者の指示に基づいて行うよう指導すること。ただし、運転者が運転中に疲労や眠気を感じたときは、運行管理者の指示を受けける前に運転を中止し、その後速やかに運行管理者に連絡を取り、指示を受けけるよう指導すること。 なお、変更の指示があった場合には、その内容、理由及び指示をした運行管理者の氏名を運行指示書に記入させること。 (2) 第1項第4号の「旅客が乗車する区間」とは、個々の契約毎に最初に旅客が乗車する地点と最後に旅客が降車する地点間をいうものであり、乗務員以外に添乗員等のみを運送する区間は含まれない。</p>	<p>などのできる限り対面で実施するよう指導すること。 また、点呼は営業所において行うことが原則であるが、営業所と車庫が離れている場合等、必要に応じて運行管理者等を車庫へ派遣して点呼を行う等、対面点呼を確実に実施するよう指導すること。</p> <p>②～④ (略) (2)～(3) (略)</p> <p>第28条の2 運行指示書による指示等 (1) 運行指示書と異なる運行を行う場合には、原則として、運行管理者の指示に基づいて行うよう指導すること。 なお、変更の指示があった場合には、その内容、理由及び指示をした運行管理者の氏名を運行指示書に記入させること。 (2) 第1項第4号の「旅客が乗車する区間」とは、個々の契約毎に最初に旅客が乗車する地点と最後に旅客が降車する地点間をいうものであり、乗務員以外に添乗員等のみを運送する区間は含まれない。</p>
<p>附 則 (平成24年7月18日付け国自安第48号、国自旅第223号、国自整第70号) 改正後の通達は、平成24年7月20日から施行する。</p>	